

京都市告示第 1 1 8号

京都市京町家の保全及び継承に関する条例第 1 6 条第 1 項の規定により、京町家保全重点取組地区を指定しましたので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

なお、関係図書を閲覧に供します。

令和 4 年 5 月 1 1 日

京都市長 門川 大作

1 名称及び面積

名 称	面 積
下木屋町京町家保全継承地区	約 5. 1 ヘクタール

2 下木屋町地区京町家保全継承地区を定める土地の区域

京都市下京区斎藤町，天王町，和泉屋町，美濃屋町，材木町，下材木町，船頭町，市之町，天満町，難波町，清水町，真町及び松川町の各一部

3 関係図書の閲覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

(都市計画局まち再生・創造推進室)